

国道10号 ^{しまのうち}島之内横断歩道橋補修工事に伴い
車両高さが4.1mを超える特殊車両の通行を禁止します
(迂回路あり)

国道10号326K560付近(宮崎市大字島之内)において、島之内横断歩道橋の補修工事を行うため、以下の期間において、**車両高さが4.1mを超える特殊車両の通行を禁止**します。

期間中はご利用の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 通行禁止の区間：国道10号 宮崎市大字島之内から同市大字^{にいなづめ}新名爪までの間
(延長2.2km)

2. 通行禁止の期間：**令和7年12月 1日(月) 21時から**
令和7年12月19日(金) 6時まで(19日間)
※土日を含みます

※規制の実施にあたりましては、道路情報板による案内を行うとともに現地看板でお知らせします。

3. 対象車両：**車両高さが4.1mを超える特殊車両**

4. 工事内容：国道10号 島之内横断歩道橋補修

5. 迂回路：県道11号、市道^{にいなづめしおじせん}新名爪塩路線をご利用ください。

※詳細は、別紙「国道10号特殊車両通行禁止のお知らせ」のとおり

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 TEL 0985-24-8221(代表)

総括保全対策官 ^{ますお あきひこ}増尾 明彦(内線308)

道路管理第二課長 ^{しもあおき かつひこ}下青木 克彦(内線441)

国土交通省 宮崎維持出張所【現場担当】 TEL 0985-69-3699

出張所長 ^{かわの かつひと}河野 勝仁(内線6921)

国道10号 特殊車両通行禁止のお知らせ

【通行禁止の区間】

国道10号 宮崎市大字島之内から宮崎市大字新名爪までの間（延長2.2km）

【通行禁止の期間】

令和7年12月1日（月）21時から12月19日（金）6時まで（19日間）

※国道10号島之内横断歩道橋の補修工事を行います。

※規制の実施は、道路情報板による案内を行うとともに、現地看板でお知らせします。

※工事期間中はご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【迂回路】

県道11号、市道新名爪塩路線をご利用ください。

